

こうじまち 税政連だより

麹町税理士政治連盟機関紙

第44号

2015年(平成27年)10月29日

発行人 麹町税理士政治連盟

会長 佐藤 直美

千代田区九段北1-3-6ビル3F

TEL 03-3264-0049

FAX 03-3237-1569

URL <http://ctz-koji.jimdo.com/>

編集者 幹事長 村田 隆 秀

広報委員長 北尾 薫

✦ 麹町税理士政治連盟Q & A ✦

① 麹町税理士政治連盟って何？

麹町税理士政治連盟は、東京税理士会の支部の地域単位で組織される単位税理士政治連盟(単位税政連)の一つで、政治資金規正法に基づく政治団体として日常政治活動を行っています。各支部の単位税政連によって東京税理士政治連盟が組織され、さらに全国規模では日本税理士政治連盟が組織されています。

その目的は、「税理士の果たすべき社会的役割を踏まえ、納税者のための民主的な税理士制度並びに租税制度を確立するため必要な政治活動を行う」ことです。

② なぜ、必要なの？

税理士会は民主的な税理士制度並びに租税制度を確立するために、政治活動を行うことができるでしょうか。その答えは「否」です。それは、税理士会は特別法人であるため政治活動を行うことが出来ないからです。そこで、税理士政治連盟が税理士会の付託を受けて政治活動を行うことにより、このような問題を解決していくこととなります。

③ 特定の政党を支持しているの？

いいえ、一党一派に偏しない、いわゆる「税理士党」の立場を貫いており、特定の思想、信条を支持するための団体ではありません。

④ どんな活動をしているの？

税理士業界に直接関係ある問題をアピールするだけでなく、税務に関する専門家の立場から政治と市民・中小企業、各界をつなぐ役割を積極的に果たしています。

税理士会独自としてはなかなか行えない政治的な諸問題に関する意見要望などにつき、その実現を目指して努力しています。具体的には、東京税理士政治連盟の主催する政党との朝食懇談会での意見交換、政党とのヒアリング、地元国会議員との懇談を通じて要望書の提出等、幅広い活動を行っています。

⑤ いままでどんな成果を上げたの？

1. 欠損金の利用制限規定で中小法人を適用対象外としたこと
2. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止
3. 資本金1億円以下の中小法人の欠損金の繰戻し還付の適用停止措置を廃止
4. 電子申告手続に関し、税理士が代理申告を行う場合に依頼者の電子証明を不要とするなど、大幅な簡素化を実現
5. 更正の請求期間の延長(1年から5年へ)
6. 税理士法改正(平成26年3月)

その他、多くの税制に関する要望、税理士法、会社法制に関する要望を実現しています。

⑥ 税理士後援会はなぜ必要なの？

税理士政治連盟は、政党や国会議員に働きかけを行い、税理士会の要望を効果的に実現することを目的としています。このため、大切な活動の一つとして、国会議員の後援会を組織して、国会議員と常日頃から接することにより、国会情勢や政治の動きなどの旬の情報を得て、税政連の要望を実現させております。

⑦ 会費はいくらで、どのように使われているの？

会費は現在年間8,400円で、そのうち5,500円が東京税理士政治連盟に納められ、残りの2,900円が麹町税理士政治連盟の運営費として使われています。政党や特定の国会議員への献金は一切行っておりません。

⑧ 私が税政連に参加することによって何ができるの？

現場で税の仕事に携わる専門家として、色々な想いやアイデアをお持ちの方も多と思います。しかし、個人個人の力では、なかなかそれを伝えることはできません。

麹町税理士政治連盟は、そういった個々の税理士の生の意見や想いを集約し、上部団体である東京税理士政治連盟へ、さらに政財界へ伝え、実現したいと考えています。そのためには多くの税理士の参加が必要です。是非ともご参加ください。

私たちは、あなたの協力を必要としています！

**麹町税政連は...
麹町支部税理士会員の
皆さまからの会費で
活動しています。**

年会費は8,400円となっております。
本連盟では便利な「口座振替」もご利用いただけます。
詳細は事務局(03-3264-0049)までお問い合わせください。
平成27.7.1現在会員数:310名